

労働差止命令

ニューディール以前におけるアメリカ労働法の形成過程

On the Labor Injunction

法学研究科法律学専攻博士後期課程在学

谷 口 陽 一

Yoichi Taniguchi

目次

はじめに

- I. 労働差止命令の意義
- II. 労働差止命令の形成過程
 1. スプリングヘッド紡績会社事件の継受と展開
 2. デブス対アメリカ合衆国事件
 3. シャーマン法
 4. レーウェ対ローラー事件
- III. 労働差止命令の展開
 1. クレイトン法
 2. デュプレックス印刷機械会社対ディアーリング事件
- IV. 労働差止命令の廃止
- V. 労働差止命令の評価

はじめに

アメリカにおける初期労働運動は、長い間にわたり、州および連邦裁判所により弾圧された。その弾圧は、19世紀初頭から始まり、20世紀のニューディールの直前まで、一世紀以上、形を変えながら続けられたのであった。この弾圧は、アメリカの労働運動に大きな障害となった。

労働運動は、まず、「共謀法理」(conspiracy doctrine)によって弾圧された。この共謀法理には、「刑事共謀法理」(criminal conspiracy doctrine)と「民事共謀法理」(civil conspiracy doctrine)の2つがあった。前者の刑事共謀法理が先行し、後者の民事共謀法理は、前者の弾圧法理に代わるべき

有効な法理として適用された。

その後、1880年から1920年代にかけて、アメリカの労働運動は、上記共謀法理に代わり、労働差止命令（labor injunction）によって、弾圧されることになった。その理由は、労働差止命令がより有効で強力な弾圧手段であったからである。刑事共謀法理および民事共謀法理は、共に裁判所による事後的救済であったのに対して、労働差止命令は、労働組合の不法な団結活動を防止する事前予防的手段として有効で適切なものであった。この結果、アメリカ労働運動は、刑事・民事共謀法理から労働差止命令による弾圧を受けることになったのである。この弾圧は、ニューディール直前まで続いた。

本稿は、アメリカ労働法の形成過程の研究の一環として、ニューディール以前のアメリカの労働立法と同判例の変遷を考察するものであり、中でも、共謀法理に代わる弾圧法理となった労働差止命令の形成、展開、消滅について歴史的に明らかにすることを試みている¹。

I. 労働差止命令の意義

「労働差止命令」(labor injunction)とは、労働争議行為を差止める差止命令であり、衡平法(equity)の差止命令の一種である²。

差止命令(injunction)とは、財産権(property right)に対する不法な侵害行為によって回復することのできない損害(irreparable damage)を生ずるおそれのある場合に、その侵害行為を行いまは継続することを禁止することを命ずる裁判所の命令である。衡平法裁判所が、コモン・ロー(common law)上の救済方法である損害賠償では十分な救済とならない場合に、例外的また補充的に、一定の行為の禁止を命ずるものである。

差止命令には三種類あり、①暫定的仮差止命令(temporary restraining order)、②中間的差止命令(temporary injunction)、③永久的差止命令(permanent injunction)がある。①は、急迫な場合においては、当事者一方の申請のみにもとづき、相手方に通知も行わず、暫定的に発せられる差止命令である。②は、事実にもとづく理由の審問が行われるまで、または、次の命令の与えられるまで効力をもつ差止命令である。③は、事実の審問にもとづいて発せられる確定的な命令である³。

差止命令は、共謀法理と同様、労働運動の弾圧法理として形成されたものではなかった。しかし、労働運動が活発になり展開していく過程で、アメリカの州および連邦裁判所は、この差止命令を労働運動の弾圧法理として積極的に適用するようになった⁴。

¹ 共謀法理については、高橋保・谷口陽一「イギリス・アメリカにおける初期労働運動と共謀法理」創価法学第35巻第1号を参照のこと。

² 田中和夫『米国労働法』（雇用問題研究会，1950）74頁，法務府法制意見第四局編「労働差止命令」法務資料第314号（1950）9頁。

³ F.FRANKFURTER & N. GREEN, THE LABOR INJUNCTION 53-54 (1930);田中・前掲注2 76頁，法務府法制意見第四局・前掲注2 11頁，田中英夫『英米法総論 下』（東京大学出版会，1980）562—563頁。

⁴ FRANKFURTER, *supra* note 3, at 47-53.

その背景と理由は以下の点が挙げられる。労働差止命令が登場するまでは、使用者が労働争議について訴えても、刑事訴訟での陪審裁判では、陪審員の多くは労働者に同情しやすく、争議行為を違法と決定するのが容易ではなかった⁵。たとえ、労働者の争議行為が違法とされても、量刑は、同行為を抑止させるには不十分な軽い刑とされる場合が多かった⁶。一方、民事訴訟の場合も、法廷手続きに長期間かかり、使用者がたとえ勝訴となったとしても、それまでには多額の損害を累積することになり、その上、労働組合には賠償支払能力がないのであった。

これに対して、差止命令の場合の衡平法裁判所 (equity courts) では、陪審を用いずに迅速に予防的裁判をすることができた⁷。さらに、差止命令の場合、差止命令の裁判があるとそのまま執行力を生じ、もしその命令に違反すると、その者を裁判所侮辱 (Contempt of Court) として、陪審を用いずに処罰することができた⁸。この結果、差止命令による場合には、民事また刑事訴訟の場合の長期にわたる複雑な法定手続をさげ、労働争議を急速に中止させることができた⁹。

したがって、組織労働者の団結行動に対して損害を受ける使用者たちは、上記の理由やコモンロー上の救済である損害賠償を求めても無資力の彼らからはとれないことから、衡平法の救済を強く望むようになった¹⁰。そして、州および連邦裁判所はこれに対して積極的な態度で応じていった。やがて、労働争議弾圧の最も有効な手段となったのであった。本来、例外的また補充的な救済手段である衡平法上の差止命令は、労働事件においては、實際上利用される唯一の救済手段とまで言われるようになった¹¹。

II. 労働差止命令の形成過程

労働差止命令は、もともとはイギリス法の制度をもととして、アメリカで特別の発展をとげた制度である。イギリスでは、労働差止命令がとくに展開されず、短命で終わったのに対して、アメリカでは大きく展開していった。

1. スプリングヘッド紡績会社事件の継受と展開

共謀法理と同様に、労働差止命令においても、先例はイギリスの裁判所にある。それは、1868年のスプリングヘッド紡績会社対ライリー事件である¹²。

⁵ 2 P.S.FONER, HISTORY OF THE LABOR MOVEMENT IN THE UNITED STATES 25-26 (2nd ed.1975).

⁶ *Id.* at 26.

⁷ C.O.GREGORY&H.A.KATZ, LABOR AND THE LAW 95-96 (3d ed.1979); FRANKFURTER, *supra* note 3, at 55.

⁸ GREGORY *supra* note 7, at 96; FRANKFURTER, *supra* note 3, at 189-193.

⁹ GREGORY *supra* note 7, at 96-99; FRANKFURTER, *supra* note 3, at 200-201; I. BERNSTEIN, THE LEAN YEARS 196 (1960).

¹⁰ C.E.Bonnett, The Origin of the Labor Injunction, 5S. Cal.L.Rev.105,123-124 (1931).

¹¹ FRANKFURTER, *supra* note 3, at 52.

¹² Springhead Spinning Co. v. Riley, L. R. 6 Eq. 551 (1868). FRANKFURTER, *supra* note 3, at 20.

本件の事実は、賃金の引き下げに反対するストライキ中に、被告の労働組合は原告の工場で労働者が働かないように促すプラカードを掲げ、また、広告を出した。原告は、その財産と事業が損傷を受けるとして、それらの行為の差止命令を求めた。これに対して、大法官裁判所 (Court of Chancery) は、それらの行為は財産の破壊となるとして、被告の組合の委員長、書記、彼らにより雇われた印刷屋に対して、差止命令を出したのであった。

この先例に対して、1875年、ブルデンシャル・アシュアランス会社対ノット事件で、控訴院 (Court of Appeal) は強く反対の意を表した¹³。これ以来、イギリスでは、スプリングヘッド紡績会社事件判決は先例として扱われず、これにならうものはほとんどなかった¹⁴。したがって、イギリスでは、労働差止命令は、短期間で、使用されなくなった。

しかし、これに反して、アメリカでは、前記の背景と理由から、1880年以降、労働事件において、使用者側より衡平法の差止命令が強く求められるようになり、これに答えるように、州および連邦裁判所は、労働差止命令を適用し展開させていったのであった¹⁵。

その最初の試みは、1881年、ニューヨーク州のジョンストン・ハーベスター会社対マインハート事件であった¹⁶。本件は、被告が、説得や懇請の手段で原告の店の労働者を誘惑する共謀をしたというものであった。これに対して、州裁判所は、本件から不法の事実を認めず、差止命令を与えなかった。しかし、判決の中で、もし事実が不法ならば、当然、衡平裁判所の救済の適切な対象となり、差止命令により制限されるとした。

その後、労働差止命令は、1883年に、ボルティモアとオハイオで、契約下にある労働者への辞職の説得に対して、認められた¹⁷。また1884年には、アイオワで、炭鉱ストライキ中に、認められた。1885年には、同じくアイオワで、ボイコットに対する差止命令が認められた。

そして、1886年より、労働差止命令が頻繁に発せられるようになる¹⁸。大規模な鉄道ストライキが行われた同年は、数多くの労働差止命令が発せられた。以降、19世紀の終わりに向かって、労働差止命令は、加速度的にその数は増えていくことになる。

初期のリーディングケースの一つとされる1888年のシェリー対パーキンス事件において、マサチューセッツ州裁判所は、イギリスのスプリングヘッド紡績会社事件の先例はまだ覆されていないと述べ、差止命令を認めた¹⁹。本件の事実は、原告の靴製造会社が、被告の労働組合に原告の労働者の賃金はその労働者自身によって定められると伝えて以降、同組合は原告の労働者を脅し、その結果、何人か

¹³ Prudential Assurance Co. v. Knott, L. R. 10 Ch. 142(1875). W.H.Dunbar, Government by Injunction, 13 L. Q. Rev. 347, 348(1897); FRANKFURTER, *supra* note 3, at 20.

¹⁴ FRANKFURTER, *supra* note 3, at 20. 法務府法制意見第四局・前掲注 2 11 頁。

¹⁵ Bonnett, *supra* note 10, at 123-124.

¹⁶ Johnston Harvester Company v. Meinhardt, 60 How. Pr. 168 (N.Y.,1880). FRANKFURTER, *supra* note 3, at 21; E.E.Witte, *Early American Labor Cases*, 35 YALE L.J. 832(1926).

¹⁷ FRANKFURTER, *supra* note 3, at 21; Witte, *supra* note 16, at 832.

¹⁸ Witte, *supra* note 16, at 323.

¹⁹ Sherry v. Perkins, 147 Mass. 212 (1888). Dunbar, *supra* note 13, at 348.

が辞めた。また、組合は、雇った少年に、労働者が原告の工場に入らないようにと書かれた旗を掲げさせた。原告はそれらの行為に対する差止命令を求めた。これに対して、マサチューセッツ州裁判所は、それらの行為は継続的な不法な行為であり、原告の営業と財産を侵害するものであり、ニューサンス (nuisance) となるとして、差止命令を認めた。

また、同年の、ペンシルバニア州裁判所における、ブレイス・ブラザーズ対エバンス事件では、初期の労働差止命令の理論が明らかにされている²⁰。本件は、ストライキ中の被告のボイコットに対するものであった。中間的労働差止命令が認められる要件として、①切迫した回復不可能な損害 (imminent and irreparable injury)、②行為の複数性 (multiplicity of actions)、③被告の財政的責任性の欠如 (financial irresponsibility of the defendants)、④疑いなく百年間原告の営業を保護するためのエクイティの行使であること (the practice of equity, exercised for a hundred years without question to protect complainant's business) とした。

一方、連邦裁判所において、労働差止命令を始めて適用したのは、破産管財人 (receiver) が管理している鉄道での労働争議に対してであった²¹。

1893年、1894年になると、鉄道での労働争議が頻繁となり、数多くのストライキが発生した。これに対して、連邦裁判所に労働差止命令を求める事件が続いた²²。その中で、アメリカ労働運動史上重大な事件となった次のデブス対アメリカ合衆国事件が起こった。

2. デブス対アメリカ合衆国事件

1895年のデブス対アメリカ合衆国事件で、連邦最高裁判所は、前年に発せられた連邦巡回控訴裁判所の労働差止命令を是認した²³。これにより、労働差止命令の慣行が確立したのであった。

本件は、1894年に起こったシカゴのプルマン寝台車会社における労働争議から始まった²⁴。同社の組合は、賃金の引き下げに対して、ストライキを起こした。それを支援するため、親組合であるアメリカ鉄道従業員組合は、プルマン会社の車両を組合員が操作することをボイコットする指令を出した。シカゴに集まるすべての鉄道はすべてプルマン会社の車両と連結する契約となっていたため、また、シカゴがアメリカの大工業の中心地であったため、その影響は非常に大きく、全国的な問題となった。郵便物搬送車も影響を受けることになった。連邦法務総裁は、争議指導者およびその他の者に対して、一切の鉄道の業務に干渉することを差止める差止命令を求めた。連邦巡回控訴裁判所は、これを認め

²⁰ *Brace Bros. v. Evans*, 5 Pa. Co. Ct. Rep. 163 (1888). FRANKFURTER *supra* note 3 ,at 22. 法務府法制意見第四局・前掲注 2 16-17 頁。

²¹ *United States v. Kane*, 23 Fed. 748 (D. Colo., 1885). FRANKFURTER *supra* note 3 ,at 23. 法務府法制意見第四局・前掲注 2 17 頁。

²² 法務府法制意見第四局・前掲注 2 17 頁。

²³ *Debs v. United States*, 158 U.S. 564 (1895).

²⁴ E.LIEBERMAN, UNIONS BEFORE THE BAR 29-46 (1950); FONER, *supra* note 5 ,at 261-276; イーリアス・リーバーマン『労働組合と裁判所』(弘文堂, 1955) 36-54 頁。

た。しかし、組合側は、同命令に従わなかった。そのため、指導者であるデブスとその他の組合幹部が連邦裁判所に対する侮辱の罪により逮捕、起訴された²⁵。これに対して、連邦地方裁判所は、シャーマン法にもとづき、差止命令は適法であると結論した。一名の例外を除き、全被告を有罪とした。被告はこれを不法として人身保護令状（*habeas corpus*）を求めて上告したのが本件である。

連邦最高裁判所は、合衆国政府も、衡平裁判所に救済を求めることができるとした。そして、連邦裁判所は、労働争議への差止命令を発する権限は、昔から疑う余地のない權威によって認められたものとして、本事件の差止命令を支持した²⁶。

本判決の中で注目すべき点は、判決の中の法理論構成で、「財産」は、有体財産（*physical property*）だけではなく、無体財産（*intangible property*）権をも意味するものとの拡張解釈がなされたことであつた。この拡張解釈によると、使用者・被用者関係、商人・顧客関係、州際通商における商品の流通も「財産権」となるのであつた。それまで差止命令は、物質的な財産（有体財産）に対するものと理解されていた。これにより、差止命令のより広範な利用への道が開かれたのであつた。この解釈によれば、争議に伴って「財産権」が関係しない場合など、ほとんど存在しなくなるからであつた²⁷。

また、別に注目すべき点として、同差止命令が当初シャーマン法に基づいて発せられたことから、以後、労働差止命令は、反トラスト法であるシャーマン法との関係でも用いられる可能性がでてきたことであつた。

3. シャーマン法

裁判所は、反トラスト法であるシャーマン法（*Sherman Anti-trust law of 1890*）を労働者の団結にも適用し、取引を制限する労働者の団体行動を同法の規定に基づき、差止めるようになる。これによって、有力な労働差止命令の根拠が新たに生まれることになった²⁸。

シャーマン反トラスト法は、1890年、大企業の市場独占を禁止して、個別企業の取引の自由と自由な競争を確保し、それにより、一般消費者の利益を擁護するため、連邦議会により制定されたものであつた。²⁹

同法の制定の背景としては、アメリカ経済は、南北戦争後、急速に発展し、それにより、大企業が出現、また、企業が合同するようになった。そして、企業は、市場を独占して、価格を引き上げ、自分の利益を迫及するようになった。この結果、自由競争は阻害され、そして、農民、労働者など一般の消費者が困窮するようになったため、トラストまた独占に対する強い反感が生じ、同法の制定へとなつたのであつた³⁰。

²⁵ 同ストライキは、この後、急速に終結し、敗北することになった。FONER, *supra* note 5, at 276.

²⁶ 同判決では、シャーマン法の適用性については判断しなかつた。人身保護令状請求は否定された。

²⁷ LIEBERMAN, *supra* 24, at 42. リーバーマン・前掲注 24 52 頁。

²⁸ 法務府法制意見第四局・前掲注 2 2 頁。

²⁹ 26 stat. 209 (1890). 田中・前掲注 2 82 頁。

³⁰ GREGORY *supra* note 7, at 202; 田中・前掲注 2 83 頁。

同法は、第1条で、数州間または外国との間の取引もしくは通商を制限するすべての契約、トラストその他の形式によるあらゆる契約や団結あるいは共謀は、これを不法と宣言するとした。そして、これに関与するすべての者は、軽罪を犯したのものとして、五千ドル以下の罰金もしくは一年以下の懲役、またはその両方を併課するとした。

第4条では、連邦裁判所に、本法違反の行為に対して、連邦検事の請求にもとづいて、差止命令を発する権限を付与した。

第7条では、さらに本法違反の行為によって損害を被った者に、その被った実害の三倍額を損害賠償として請求する権利を与えた。

このように、シャーマン法は、取引を制限しまたは独占を生じさせる団結もしくは共謀に対して、刑罰、差止命令、三倍の損害賠償という三重の制裁の体制をとっていた³¹。

しかしながら、この反トラスト法によって、労働者の団結までもが、刑罰、そして、差止命令によって取り締まれることになるとは、立法当初は予想されていなかった³²。同法制定後、最初の18年間において、連邦最高裁判所が同法を適用したのは、どれも企業の団結に対してであった。この間、下級裁判所においては、同法が労働組合の活動に適用があるか否かについては、意見が分かれていた³³。

この問題が初めて連邦最高裁判所で正面から論じられることになったのは、ダンバリ帽子工事件として知られている、1908年のレーウエ対ローラー事件である³⁴。

4. レーウエ対ローラー事件

本件の事実は、以下のとおりである。コネチカット州の原告のレーウエが共同経営する帽子工場では、その製品を複数の州で販売していた。被告である北米合同帽子工組合の組合員は、同工場での組合の組織化を拒否されたことから、原告をボイコットし、また、大衆に向かって、原告の製品の不買を求める運動を行った。このボイコットは、レーウエの事業に大損害を与えた。そこで、レーウエは組合員に対して、シャーマン法を根拠に三倍の損害賠償を請求した。

本件判決で、連邦最高裁判所の首席判事のフラーは、本件にシャーマン法は被告の組合に適用されるとして、次のように述べた³⁵。

①「シャーマン法は、州間における自由な通商の流通を本質的に妨害する行動を防止するため、一切のどのような団結であろうともこれを禁止した。あるいは、その点について、営業に従事する取引者の自由をも制限した」。

②「州際通商の妨害は、間接的であり、被告は通商に従事しなかったという被告の主張は無効であ

³¹ 田中・前掲注 2 83 頁。

³² 法務府法制意見第四局・前掲注 2 25 頁。

³³ GREGORY *supra* note 7, at 206; 田中・前掲注 2 88 頁。

³⁴ *Loewe v. Lawlor*, 208 U.S. 274 (1908).

³⁵ *LIEBERMAN, supra* 24, at 61-62. リーバーマン・前掲注 24 75-76 頁。

る。その理由は、シャーマン法は、そのような形態、あるいは性格が何であろうと、もしくは当事者が誰であろうとも、取引制限のためにするあらゆる契約、団結、あるいは共謀は違法であると宣言しているからである」。

③「シャーマン法は、労働条件改善のために組織せられた組合に適用される。先例によれば、裁判所は、「議会の討論は、法律が資本集中の弊害にその制定理由をもっていることを示す。しかし、議会がその最終的法律を仕上げた時に、弊害の根本が重要なものとして考えられるべきでなく、その全体的性格の面においてその弊害が処理されるということが立法者の精神の中に広まってきている。」と述べた。

上記のように、最高裁判所は、同法第1条の「あらゆる」という言葉を強調した。「契約」という言葉に先立つ「あらゆる」(any)という言葉は、あらゆる団結におけるあらゆる契約を、その団結禁止の中に含むとして、それはまた労働組合の活動を含むものであるとした。これにより、シャーマン法は、労働組合に対しても、裁判所によって適用されることになった。制定当初、大資本およびそれに伴う経済力の集中化を制限するためのものと考えられたシャーマン法は、全事業的取引もしくは通商に含まれない労働者の団体にも向けられることになった³⁶。

本件で、労働組合の活動にもシャーマン法は適用されることが確定されると、以降、労働争議を弾圧するために、同法にもとづく差止命令が利用されるようになっていった。

本判決により、労働差止命令は、コモン・ローに基づくものと、シャーマン法にもとづくものと、二つの根拠が存在することになった³⁷。そして、両者は併行して行われた。

Ⅲ. 労働差止命令の展開

レーウェ対ローラー事件によって、労働組合の活動にもシャーマン法の適用があることが確定されると、その後は労働争議を弾圧するために主として同法に基づく差止命令が利用されるようになった。これらの連邦および州裁判所による労働差止命令の使用は、労働者側の激しい反対運動を引き起こし、裁判所に対しての信頼を著しく低下させた。そして、一般社会にも強い反響をもたらして、その結果、労働差止命令に対する批判は大きな政治問題となっていった。民主党、共和党の両政党も労働差止命令による弊害に強い関心を示した。その中で、1912年の大統領選挙で、労働団体をシャーマン法の適用対象から外すという公約を掲げた民主党の候補ウィルソン (Thomas Woodrow Wilson) が当選した。その結果、1914年、労働組合を反トラスト法の適用から免れさせることを一つの目的として、連邦議会により、クレイトン法 (Clayton Act) が制定された³⁸。

³⁶ LIEBERMAN, *supra* note 24, at 68-70; リーバーマン・前掲注 24 84-86 頁。

³⁷ 中窪裕也『アメリカ労働法』(弘文堂, 1995) 10-11 頁。

³⁸ 38 stat. 730 (1914); FRANKFURTER *supra* note 3, at 141-142; 法務府法制意見第四局・全掲注 2 72-75 頁。

1. クレイトン法

クレイトン法は、企業の団結に対してシャーマン法の規定を強化することを主な目的とし、さらに、労働組合活動を反トラスト法の適用から免れさせ、また、差止命令を平和的労働争議に対して発することを禁止することをも目的として制定された³⁹。

労働に関する重要な規定は、クレイトン法の第6条および第20条に具体化された。

同法第6条は、「人間の労働は商品でない」と宣言し、反トラスト法が、労働組合の存在や、正当な目的のための合法的な行為を禁止するものと解してはならないと定めた。

また、第20条は、労使間の紛争について、事後的に回復できないような損害が申請人に発生する場合でない限り、連邦裁判所は差止命令を発してはならないと定めた。さらに、ストライキ、平和的なピケティング、ボイコット、集会などの行為は、連邦法上違法ではないとして、これらに対する差止命令を禁止した。

これにより、シャーマン法の労働事件に対する適用はここに完全な終止符を打ったと思われ、労働組合の指導者は、同法を労働者のマグナ・カルタと呼んで、歓迎した⁴⁰。

しかし、1921年のデュプレックス印刷会社対ディアリング事件の連邦最高裁判所判決で、クレイトン法の同規定が、労働者の予期したような効力を持っていないことがはっきりと示されることになった⁴¹。

2. デュプレックス印刷機械会社対ディアリング事件

本件の事実は、原告会社に対して機械工組合がクロズド・ショップ、八時間労働、組合統一賃金の件で要求を提出し、それが受け入れられないために、機械の運搬、組立、修理等の取扱を拒否することを労働者に勧誘した。これらの行為を禁止する差止命令の申請に対して、連邦地方および巡回控訴裁判所はこれを拒否したが、連邦最高裁判所はこれを覆して申請を容認して差止命令を与えた。

連邦最高裁判所は、クレイトン法第6条は、シャーマン法の下で合法的に活動する限りにおいて、同法によって不法とされるものではないとしたのに過ぎないとし、組合員が同法に違反して行う不法な団体行動までをも合法であるとしたものではないとした。そして、第20条の適用は、契約関係のある当事者間の争議行為ではない他の職場の者が行ったものには及ばないとした。争議行為は現実に直接的かつ実質的の雇用関係または雇用を求める関係に立たねばならないとして、感情的、同情的なものではならず、二次的ボイコットには適用がないものとされた。

この連邦最高裁判所の判決により、労働差止命令の濫用を止めようとした連邦議会の試みであったクレイトン法は、全くと言っていいほどに効果のないものとなってしまった⁴²。さらに、今までシャ

³⁹ 田中・前掲注 2 91 頁。

⁴⁰ BERNSTEIN *supra* note 9 ,at 208; FRANKFURTER *supra* note 3 ,at 142-143.

⁴¹ Duplex Printing Press Co. v. Deering, 254 U.S. 443 (1921).

⁴² 田中・前掲注 2 93-96 頁。

マン法では、差止命令請求権を連邦検事に対してだけしか認めなかったが、クレイトン法では私人に対しても認める規定を設けていた⁴³。このため、本判決以後、これにもとづく使用者側の請求による差止命令事件が激増することになった⁴⁴。それに対して、連邦下級裁判所は続々と差止命令を与えていった。さらにこれに加えて、同年のトリ・シティ事件において、連邦最高裁判所は、第20条は、単に今まで行われてきた慣行の宣言に過ぎず、何も創設的なものを含まないとした⁴⁵。そして同判決は、ピケット (picketing) について、当然非平和的で、脅威的なものであるとし、クレイトン法の保護には含まれないとして、厳しく制限した⁴⁶。さらに1927年のベッドフォード石材会社事件において、同裁判所は、石切工組合が同組合に反する非組合員の採取した石材に対して作業をすることを拒否した行為に対してさえも労働差止命令を認めたのであった⁴⁷。これらの判決により、労働者側のクレイトン法への期待は完全に裏切られることになった。

このように、労働者の解放のためのものであるとして労働者によって考えられた同法は、これらの判決によって労働者の弾圧の手段に変えられてしまったのであった⁴⁸。使用車の黄犬契約 (yellow-dog contract) を保護する判断を下した1917年のヒッチマン石炭・コークス会社事件と相まって、1920年代は、使用者による労働差止命令の利用は最高潮に達し、労働者側に猛威をふるった⁴⁹。

IV. 労働差止命令の廃止

先にも述べたように、これまでみてきた連邦および州裁判所における労働差止命令の濫用は、労働者側に激しい反対運動を引き起こした。同濫用は、労働者の裁判所に対する信頼を著しく失わせた。それはまた、一般社会にも反響をもたらし、同制度に対する批判は大きな政治問題となっていった⁵⁰。1896年、民主党は、「労働差止命令による統治」(Government by injunction) というスローガンを掲げて反対の声をあげた。そして、1908年以降、共和党も労働争議に裁判所が介入することへの弊害を矯正することを提案するようになった。このように、両政党がこの問題に強い関心を示した結果、連邦議会には度々法案が提出され、激しい論議が交わされた。その結果として、1914年、上記のクレイトン法が制定されたのであった。

⁴³ クレイトン法第16条は、何人も反トラスト法の違反による損失のおそれまたは損害に対して、衡平裁判所の差止命令と同一の条件および原理に従い、その手続によって差止命令を申請することができ、また、回復することのできない損害を被る危険の切迫したときは、保証を立てて予備的差止命令を求めうると規定した。

⁴⁴ BERNSTEIN *supra* note 9, at 209.

⁴⁵ American Steel Foundries v. Try-City Central Trades Council, 257 U.S. 184 (1921).

⁴⁶ FRANKFURTER *supra* note 3, at 170-172.ピケットは、各ゲートにつき代表を1人だけ置くことは認められるとした。

⁴⁷ Bedford Cut Stone Co. v. Stone Cutters' Association, 274, U.S. 37 (1927).

⁴⁸ LIEBERMAN, *supra* note 24, at 106. リーバーマン・前掲注 24 129 頁。

⁴⁹ BERNSTEIN *supra* note 9, at 196-201. Hichman Coal & Coke Co. v. Mitchell, 245 U.S. 229 (1917).

⁵⁰ 法務府法制意見第四局・前掲注 2 72 頁。

しかしながら、実際には、同法制定の時のいきさつから、同法の内容にあいまいな部分が残し、これを利用して、連邦最高裁判所は、1921年のデュプレックス印刷機械会社事件判決で、同法の解釈によって、全く法制定の趣旨とは異なる態度をとった⁵¹。その結果、差止命令に関する実体法上の立法改革は失敗の結果となり、同法にかけた労働者の大きな期待は裏切られてしまうことになった。労働差止命令の濫用を止める改正の実現には、大恐慌下の1930年初頭までさらに待たなければならなかった。

1. ノリス・ラガーディア法

1929年末からの大恐慌にみまわれた労働者は、団体交渉によって自身の経済的諸条件の擁護を求め、その団体交渉を確保する労働組合の正当な活動への妨害を禁止する法律の必要性を強く促していった。また、裁判所の差止命令の乱発による労働運動の過度の抑制に対し、世論も次第に批判的な態度をみせるようになった。これらを背景に反差止命令運動が強くなり、立法作業が進んでいった⁵²。その結果、1932年に、連邦議会により、連邦反差止命令法であるノリス・ラガーディア法（Norris-LaGuardia Act）が制定されることになった⁵³。これは、ニューディールに先立つ時期における、最も重要な労働立法となった。

同法は、まず第2条で、労働者が団結の自由、団体交渉の自由、および、組合活動に対し使用者から干渉を受けない自由を有するという基本原則を宣言し、続いて第3条で、黄犬契約はこの原則に反するゆえに裁判上強制力をもちえないことを明らかにした。さらに同法は、第4条で、労働組合への加入、ストライキの実施、労働紛争に関する暴力的・詐欺的でない事実の宣伝、労働紛争における平穏な集会、これらの事項に関する助言や協定締結といった行為について、裁判所が差止命令を出すことを禁止した。また第7条で、これら以外の行為についても、裁判所が労働紛争に関して差止命令を発するためには厳格な手続的要件を満たさなければならないことを明示した。

この法律の最大の特徴は、第4条や第7条に示されているように、労働者に実体的な権利を認めるという手法ではなく、差止命令によって労働紛争に関して連邦裁判所が介入することを制限するという手法がとられている点にあった。ニューディールに入る直前に制定されたこの法律は、政府が労働組合を擁護して団体交渉を促そうとしたというよりも、憲法上の問題を回避しながら、労使紛争に対する司法の介入を防ぎ、組合活動を間接的に保護しようとするものであった⁵⁴。

これらの規定は、クレイトン法第20条を原型としているが、デュプレックス印刷機械会社事件判決が行ったような限定的解釈の余地を排除するために、ノリス・ラガーディア法では、第13条で、「労働紛争」(labor dispute)を「雇用条件に関する紛争、または、雇用条件の交渉、決定、維持、変更

⁵¹ FRANKFURTER, *supra* note 3, at 143-145; 法務府法制意見第四局・前掲中 2 72 頁

⁵² BERNSTEIN *supra* note 9, at 391-415.

⁵³ 47 stat 70 (1932).

⁵⁴ W.B. GOULD IV, A PRIMER ON AMERICAN LABOR LAW 23-24 (4th ed. 2004).

もしくは取り決め要求における団体もしくは代表者に関する紛争」と広く定義し、「その紛争当事者が直接に使用者・被用者の関係にあるか否かは問わない」と特に規定した⁵⁵。

前述のようにクレイトン法は、正当な労働運動を差止命令の弊害から保護するために制定されたものであったはずが、裁判所の誤った解釈適用のために、かえって差止命令の濫発を招いたことを踏まえて、ノリス・ラガーディア法は、そのクレイトン法の誤った解釈を是正し、そして、同法の欠陥を補うために制定されたのである。

以上のようなノリス・ラガーディア法にならって、多くの州でも、州裁判所に関して同様の法律が制定されていった⁵⁶。労働事件におけるインジャンクションの濫発は、ようやく終息に向かうことになったのである。連邦最高裁判所は、1937年、セン対瓦ふき工労働組合事件で、ノリス・ラガーディア法と同様の内容であるウィスコンシン州の法律について合憲と判決した⁵⁷。そして、1938年、ニューニグロアライアンス対衛生雑貨会社事件において、同裁判所は、ノリス・ラガーディア法自体についても合憲と判決した⁵⁸。

さらに、同裁判所は、1941年の合衆国対ハチスン事件でノリス・ラガーディア法を広く解釈する重要な判決を下した⁵⁹。同判決の中で、最高裁判所の多数意見は、トラスト禁止法の沿革をたどって、次のように指摘した⁶⁰。

①最高裁判所がトラスト禁止法は労働者に適用されると判決した後、連邦議会は、1914年にクレイトン法を制定したが、これには組合に若干の免責を定めた第20条の規定があった。

②最高裁判所が、クレイトン法第20条の免責規定は、使用者とそれに直接に雇用されている被用者との間の争議にだけ適用を意図したものであると判決した後、連邦議会は1932年にノリス・ラガーディア法を制定した。

③ノリス・ラガーディア法は、労使間の紛争に関する合衆国のパブリックポリシー（public policy）を最終的に明確にし、団体行動の許容範囲を拡張して間接的な使用者・被用者関係に関する争議だけでなく、あらゆる争議を含めた。

このように立法の沿革をたどった後で、多数意見を述べたフラン克福ルター判事は、シャーマン法に基づいて提起された本件起訴の有効性は、シャーマン法以降の立法、すなわちクレイトン法第20条とノリス・ラガーディア法に照らし合わせてシャーマン法を読むことによって決定しなければならないとした。

ノリス・ラガーディア法の意味と目的について、少数意見は、デュプレックス印刷機械会社事件で

⁵⁵ GREGORY *supra* note 7, at 189-190; 中窪・全掲注 37 15-16 頁。

⁵⁶ 本多淳亮『米國不當労働行為制度』（有斐閣、1953）44-45 頁。

⁵⁷ Senn, Paul v. Tile Layer's Protective Union, 301 U.S. 468.(1937). GREGORY *supra* note 7, at 198-199.

⁵⁸ New Negro Alliance v. Sanitary Grocery Co., 303 U.S. 525.(1938). GREGORY *supra* note 7, at 199.

⁵⁹ United States v Huthcheson, 312 U.S. 219 (1941).

⁶⁰ GOULD *supra* note 54, at 24-26; LIEBERMAN *supra* note 24, at 248-250; リーバーマン・全掲注 24 295-297 頁。

クレイトン法を解釈したように本法の目的は、制限的であり、「労働争議」において差止命令を発する裁判所の権限を制限することにあつて、それ以上ではない、したがって、本法は労働者に対して、シャーマン法およびクレイトン法の全条文からの免責を与えていないとする。これに対して多数意見は、ノリス・ラガーディア法について、はるかに広い免責を認めたのであつた。フラン克福ルター判事は、ノリス・ラガーディア法の基本的な目的は、連邦議会がクレイトン法において出されたものであり、裁判所の不当に制限的な解釈によって挫折させられてしまった広汎な目的を復活させることであるという理論に基づき論理を進め、その結果、ノリス・ラガーディア法は、団体行動の免責を定義しなおして、クレイトン法の本来の目的を再確認したのであるから、クレイトン法と合わせて解釈されなければならないとした⁶¹。

この判決によって、クレイトン法によって本来意図されていた労働者のための救済を復活させることにより、労働組合が、シャーマン法にもとづく使用者の攻撃からの有効な救済を最終的に確保した。クレイトン法の本来の二つの主要な目的は、労働組合に関する限り、①労働団体をシャーマン法による共謀あるいは独占として訴追することから除外すること、②労働争議について差止命令を発する連邦裁判所の権限を制限することにあるとされていた。この判決により、労働差止命令のみでなく、シャーマン法にもとづく刑事訴追や損害賠償訴訟においても、広く免責を認められることになったのである⁶²。

最高裁判所は前記デュプレックス印刷機械会社事件で、このようにクレイトン法を解釈しなかつたので、議会で意図されていた組合に対する保護は消えてしまった。しかし、本件判決で、ノリス・ラガーディア法が、元来クレイトン法の意図した団体行動の免責を復活したという見解を示したことによって、労働者側は差止命令の濫用から保護されただけでなく、シャーマン法による共謀としても訴追されなくなった。同裁判所は、デュプレックス印刷機械会社事件の従来判決をくつがえしはしなかつたが、同判決の効果を、實際上無くしたのであつた⁶³。

V. 労働差止命令の評価

アメリカにおける初期労働運動は、1806年のペンシルヴァニア州対フィラデルフィア靴工事件から、ニュー・ディールの直前の1932年のノリス・ラガーディア法の制定前までの間、裁判所により弾圧された。その抑圧期の後半に、それまでの共謀法理に代わり登場した弾圧法理が、労働差止命令であつた。

共謀法理と同じく、労働差止命令も、イギリスから継受した。母国イギリスでは、労働差止命令は、すぐに先例が覆され、発展せずに短命で終わったのに対して、アメリカの裁判所は、反対に、覆さず

⁶¹ LIEBERMAN *supra* note 24, at 250-251; リーバーマン・前掲注 24 297-298 頁。

⁶² GOULD *supra* note 54, at 24-26.

⁶³ LIEBERMAN *supra* note 24, at 251; リーバーマン・前掲注 24 298 頁。

に支持し、そして、独自に発展させ、大きくなりつつあった労働運動に対して、それまで使用していた共謀法理よりもさらに有効で強力な弾圧手段として適用していったのであった。

労働差止命令について、差止命令自体には違法性を有するものではなかった。しかし、労働事件において、同命令が一方的に労働者の団結活動の妨害のために濫用されたことに大きな問題があったのである。その濫用に、連邦最高裁判所は、大きな役割を果たした。

本稿でみてきたように、連邦最高裁判所は、デップス対アメリカ合衆国事件において、「財産権」の意味を拡張解釈することなどにより、また、レーウェ対ローラー事件においては、反トラスト法であるシャーマン法で禁止される団結の定義を広く解釈することによって、さらには、デュプレックス印刷機械会社対ディアリング事件において、労働差止命令の濫用を是正する目的をもっていたクレイトン法を極めて狭く限定的に解釈することによって、一方的に労働運動に大きな障害となる極めて不利な状況をつくりだし、弾圧し続けたのであった。

しかしようやく、1932年、ノリス・ラガーディア法の制定で、アメリカの労働運動は、その裁判所の弾圧から解放されることになり、アメリカの労働運動は放任期へと入る。

そして、すぐにニューディールの時代を迎え、ニューディール労働立法が制定されると、労働組合の権利を積極的に保護する奨励期へと大きく転換していくことになる。